

# チャイナ・ロード

## 愛称 西遊記

追加型投信/海外/株式

**投資信託説明書(交付目論見書)**  
**使用開始日 2014年4月21日**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式・一般))	年2回	アジア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
 ※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号  
 設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,316億円  
 (資本金、純資産総額は2014年2月末現在)

照会先

[フリーダイヤル]

**0120-048-214**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

### 三井住友信託銀行株式会社

●この目論見書により行うチャイナ・ロードの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年4月18日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成26年4月19日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

## 〈ファンドの目的〉

中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の各受益証券への投資を通じて、中華人民共和国(以下、「中国」といいます。)の取引所上場の株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

## 〈ファンドの特色〉

- 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 中華経済圏の発展で恩恵を受けるとされる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定します。
- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株、深センB株、上海A株および深センA株を投資対象とします。A株への投資は、中国A株マザーファンドを通じて行います。なお、A株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等(DR※、カントリーファンドを含みます。)に投資を行うことがあります。  
※DRとは、自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

### ＜投資対象とする中国の取引所上場の株式＞

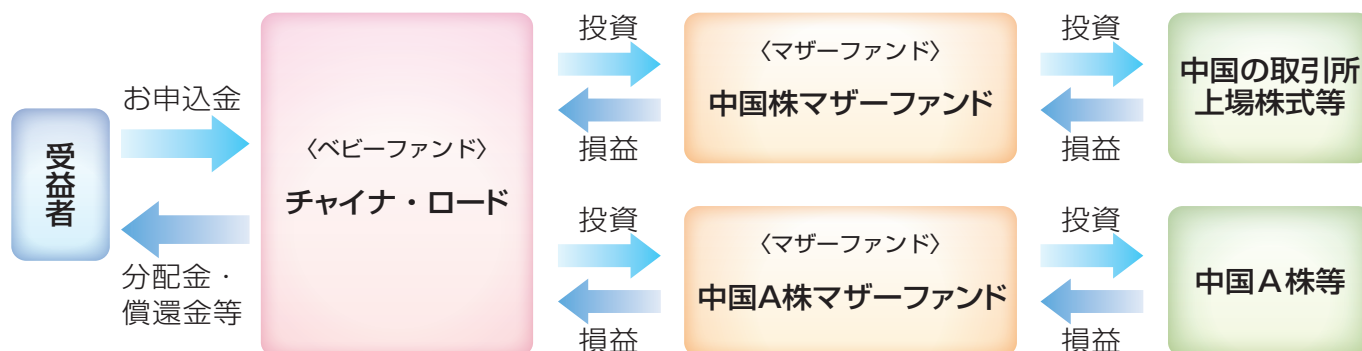
- **香港H株**  
香港H株は、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、資本及び事業の主体が中国本土にあり法人登記が中国で行われた企業の総称です。取引通貨は、香港ドルです。
- **香港レッドチップ**  
香港レッドチップは、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、中国資本(国有企業や省、地方政府など)の傘下にあり、法人登記が香港またはバミューダ、ケイマン諸島などで行われた企業のことです。取引通貨は、香港ドルです。
- **上海B株・深センB株**  
海外投資家向け専用設立された上海B株市場・深センB株市場に上場されている株式です。2001年に国内投資家にも開放されました。上海B株の取引通貨は米ドル、深センB株の取引通貨は香港ドルです。
- **上海A株・深センA株**  
中国国内の投資家向け専用の上海A株市場・深センA株市場に上場されている株式です。海外投資家に対しては、QFII制度(適格国外機関投資家制度)を導入し、対外開放が進められています。取引通貨は、人民元です。
- 原則として、実質的に株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

## 主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

毎年1月28日および7月28日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、この投資信託の信託財産に帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。
  - 基準価額が当初元本（1口当たり1円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。
  - 基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。
  - 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
- ※ 分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

## マザーファンドの概要

	中国株マザーファンド	中国A株マザーファンド
<b>基本方針</b>	信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
<b>投資対象</b>	中華人民共和国(以下、「中国」といいます。)の取引所上場の株式を主要投資対象とします。	主に中国国内の金融商品取引所(上海証券取引所および深セン証券取引所)に上場する中国A株を投資対象とします。
<b>運用方針</b>	<p>①中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。</p> <p>②中華経済圏の発展で恩恵を受けるとされる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定いたします。</p> <p>③香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海および深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等(DR、カントリーファンドを含みます。)を上場している場合、投資を行うことがあります。</p> <p>④原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。</p> <p>⑤外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。</p>	<p>①主に中国国内の金融商品取引所(上海証券取引所および深セン証券取引所)に上場する中国A株を投資対象とし、投資信託財産の成長を目指します。</p> <p>②投資にあたっては、中国A株市場上場株式の中から、利益成長やバリュエーションから見て、中長期的に株価の上昇が見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>③原則として、中国A株の組入れは高位とします。</p> <p>④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤資金動向、市況動向等によっては、現金もしくは中国A株以外の証券に投資することがあります。</p>
<b>主な投資制限</b>	<p>①株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>	<p>①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>

岡三アセットマネジメント株式会社は、中国現地の運用会社チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドから中国A株を中心とした中国株式に関する投資アドバイスを受けます(ファンドの助言会社ではありません)。

チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、1998年に設立された中国の大手運用会社です。



## 〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、中国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

### 主な変動要因

#### ● 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

#### ● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

#### ● 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

#### ● 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

#### ● カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## 〈その他の留意点〉

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## 中国A株投資における主なリスク

### ● 回金遅延リスク

中国A株への投資については、QFII（適格国外機関投資家。以下同じ。）制度上の中国国外への送金規制や、円と人民元との交換が停止となる場合等があります。そのため、有価証券等の売却代金等の送金遅延に伴い、換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

また、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みを取消すことがあります。

※回金とは、中国から日本への送金を指します。

### ● 税制リスク

QFIIに対する課税上の取扱いについては、中国の税法等に従います。将来、所得税等の課税が行われることとなった場合には、ファンドが実質的に負担する可能性があります。また、QFIIに対する中国国内の課税の取扱いについては、今後変更される可能性があります。

## 中国A株投資における主な留意事項

- 中国A株への外国人による投資については、QFII制度に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けたQFIIが、国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資枠の範囲内においてのみ投資が可能となっています。

ファンドが投資対象とする「中国A株マザーファンド」は、岡三アセットマネジメント株式会社がQFIIとして認可された投資枠の範囲内で中国A株に投資を行います。

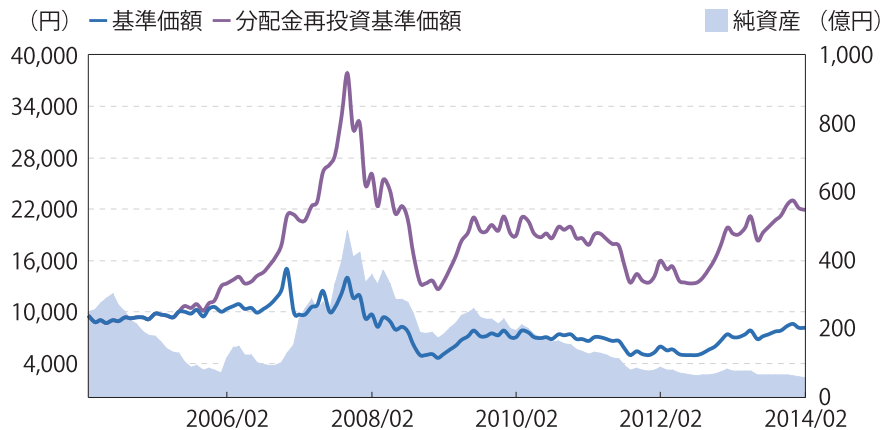
※上記は、中国A株投資における主なリスク等であり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

## 〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

2014年2月28日現在

## 基準価額・純資産の推移(2004年3月1日～2014年2月28日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## 分配金の推移

2014年1月	0.00円
2013年7月	0.00円
2013年1月	0.00円
2012年7月	0.00円
2012年1月	0.00円
設定来累計	11,440.50円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主な資産の状況

### 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
中国株マザーファンド	66.23%
中国A株マザーファンド	32.53%

### 組入上位銘柄

#### (中国株マザーファンド)

銘柄名	業種	通貨	純資産比率
TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	香港ドル	10.48%
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	商業・専門サービス	香港ドル	6.46%
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	香港ドル	5.09%
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	香港ドル	4.37%
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	香港ドル	3.99%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

### 組入上位銘柄

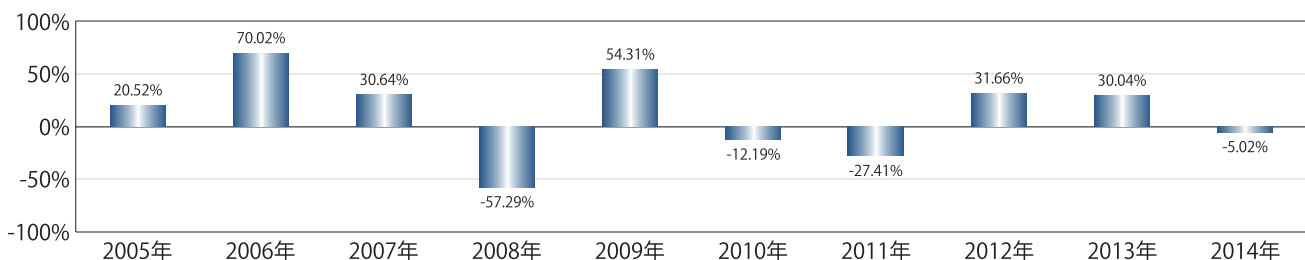
#### (中国A株マザーファンド)

銘柄名	業種	通貨	純資産比率
HANG ZHOU GREAT STAR INDUSTRIAL CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	元	4.74%
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD-A	資本財	元	4.32%
QINGDAO HAIER CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	元	3.87%
MARKOR INTERNATIONAL FURNITURE CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	元	3.75%
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP-A	食品・飲料・タバコ	元	3.60%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2014年は2月末までの騰落率を示しています。  
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
購入の申込期間	平成26年4月21日から平成27年4月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
換金制限	ありません。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・香港の取引所の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
信託期間	原則として無期限(平成16年1月29日設定)
繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年1月28日および7月28日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.okasan-am.jp">http://www.okasan-am.jp</a>
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 〈ファンドの費用・税金〉

### ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 <b>有価証券届出書提出日現在の購入時手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。</b> 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。
信託財産留保額	<b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.20%</b>
● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額 × 年率1.944%(税抜1.80%)</b>
	(委託会社) 年率1.0%(税抜)
	(販売会社) 年率0.7%(税抜)
(受託会社) 年率0.1%(税抜)	
その他費用・ 手数料	監査費用: 純資産総額 × 年率0.0054%(税抜0.005%) ----- 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に徴収されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成26年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈メモ〉

〈メモ〉



岡三アセットマネジメント



# チャイナ・ロード 愛称 西遊記

追加型投信/海外/株式

チャイナ・ロードの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成26年 4月18日に関東財務局長に提出しており、平成26年 4月19日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 吉野 俊之
本店の所在の場所	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

## 目 次

目 次	1
第一部【証券情報】	2
(1)【ファンドの名称】	2
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	2
(3)【発行（売出）価額の総額】	2
(4)【発行（売出）価格】	2
(5)【申込手数料】	2
(6)【申込単位】	3
(7)【申込期間】	3
(8)【申込取扱場所】	3
(9)【払込期日】	3
(10)【払込取扱場所】	3
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	35
第3【ファンドの経理状況】	42
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	62
第三部【委託会社等の情報】	63
第1【委託会社等の概況】	63

<添付>

投資信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

チャイナ・ロード

(以下「ファンド」といいます。また、愛称として「西遊記」という名称を用いることがあります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

#### お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

### (5)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.24%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

#### (7) 【申込期間】

平成 26 年 4 月 21 日から平成 27 年 4 月 24 日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

◆ 販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

#### (9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社でお支払い下さい。

◆ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

◆ 各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

◆ 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行(売出)価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。



(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

・ 香港の取引所の休業日

- ◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■ 申込証拠金

ありません。

■ 日本以外の地域における発行

ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ■ ファンドの目的

中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の各受益証券への投資を通じて、中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

###### ■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／海外／株式」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	<b>株 式</b> 債 券
	<b>海 外</b>	不動産投信
<b>追加型投信</b>	内 外	その他資産 ( ) 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり ( )
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

※ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファン  
ド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証  
券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異な  
ります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して  
おります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホーム  
ページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は  
以下のとおりです。

#### [商品分類表の定義]

##### 《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行わ  
れないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産ととも  
に運用されるファンドをいう。

##### 《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資  
産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資  
産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉  
とする旨の記載があるものをいう。

## 《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  
なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## 《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## [属性区分表の定義]

### 《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
  - ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
  - ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
  - ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
  - ①一般…次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
  - ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
  - ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。



- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
  - ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
  - ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に

為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経 225  
(2) TOPIX  
(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

### 〈ファンドの特色〉

- 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 中華経済圏の発展で恩恵を受けるとされる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定します。
- 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海B株、深センB株、上海A株および深センA株を投資対象とします。A株への投資は、中国A株マザーファンドを通じて行います。なお、A株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。また、中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に上場している株式等（DR※、カントリーファンドを含みます。）に投資を行うことがあります。  
※DRとは、自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行される証券をいいます。

＜投資対象とする中国の取引所上場の株式＞

● 香港H株

香港H株は、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、資本及び事業の主体が中国本土にあり法人登記が中国で行われた企業の総称です。取引通貨は、香港ドルです。

● 香港レッドチップ

香港レッドチップは、香港証券取引所に上場されている銘柄のうち、中国資本（国有企業や省、地方政府など）の傘下であり、法人登記が香港またはバミューダ、ケイマン諸島などで行われた企業のことです。取引通貨は、香港ドルです。

● 上海B株・深センB株

海外投資家向け専用で設立された上海B株市場・深センB株市場に上場されている株式です。2001年に国内投資家にも開放されました。上海B株の取引通貨は米ドル、深センB株の取引通貨は香港ドルです。

● 上海A株・深センA株

中国国内の投資家向け専用の上海A株市場・深センA株市場に上場されている株式です。海外投資家に対しては、QFII制度（適格国外機関投資家制度）を導入し、対外開放が進められています。取引通貨は、人民元です。

- 原則として、実質的に株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

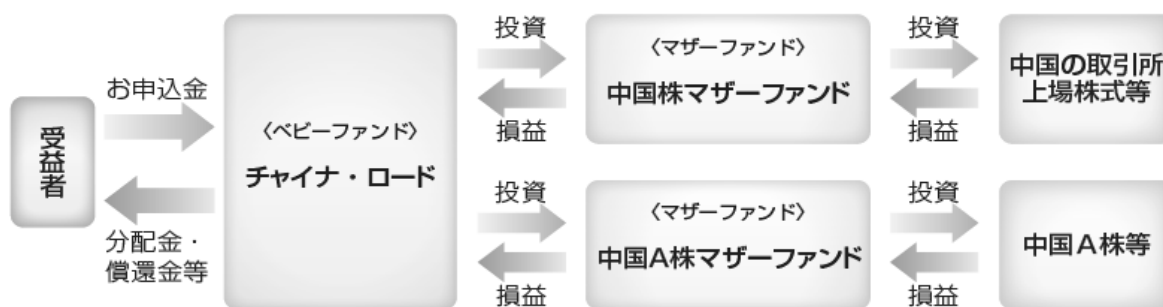
(2) 【ファンドの沿革】

平成 16 年 1 月 29 日	信託契約締結、設定、運用開始
平成 19 年 1 月 4 日	投資信託振替制度へ移行
平成 24 年 10 月 24 日	主要投資対象に中国A株マザーファンドを追加、信託期間を無期限に変更

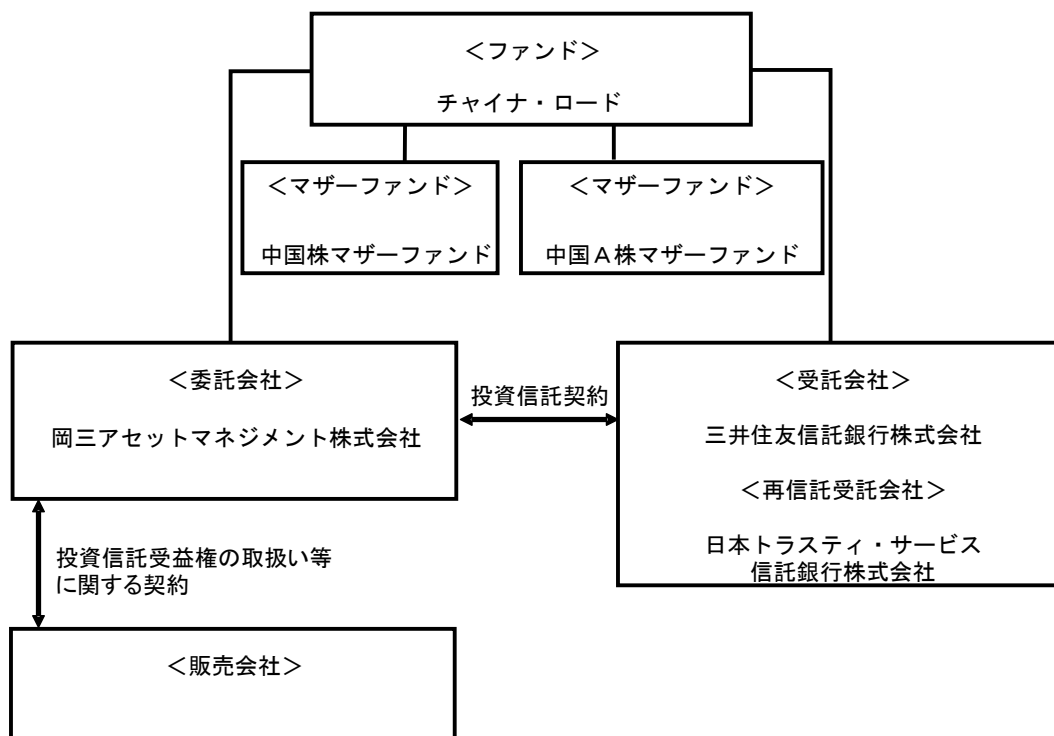
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成 26 年 2 月末日現在）

◆ 資本金

10 億円

◆ 委託会社の沿革

昭和 39 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和 62 年 6 月 27 日	第三者割当増資の実施（新資本金 4 億 5,000 万円）
平成 2 年 6 月 30 日	第三者割当増資の実施（新資本金 10 億円）
平成 20 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更



## ◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ■ 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

#### ■ 運用方法

##### a 投資対象

中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

##### b 投資態度

- イ. 中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ロ. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ハ. 原則として、外貨建資産（マザーファンドに属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の為替ヘッジは行いません。
- ニ. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等に限りません。）
  - ハ. 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるものに限りません。）
  - ニ. 約束手形

- b 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## ■ 運用の指図範囲

### a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ. 外国または外国の者の発行する証券で、イ.の証券の性質を有するもの
- ハ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

### b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ. 預金
- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とするマザーファンドの概要

1. 中国株マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
投資対象	中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。</p> <p>② 中華経済圏の発展で恩恵を受けるとされる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定いたします。</p> <p>③ 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海および深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）を上場している場合、投資を行うことがあります。</p> <p>④ 原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。</p> <p>⑤ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。</p>
投資制限	<p>① 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③ 投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>

2. 中国A株マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とします。
投資態度	<p>① 主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とし、投資信託財産の成長を目指します。</p> <p>② 投資にあたっては、中国A株市場上場株式の中から、利益成長やバリュエーションから見て、中長期的に株価の上昇が見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>③ 原則として、中国A株の組入比率は高位とします。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向等によっては、現金もしくは中国A株以外の証券に投資することがあります。</p>
投資制限	<p>① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>

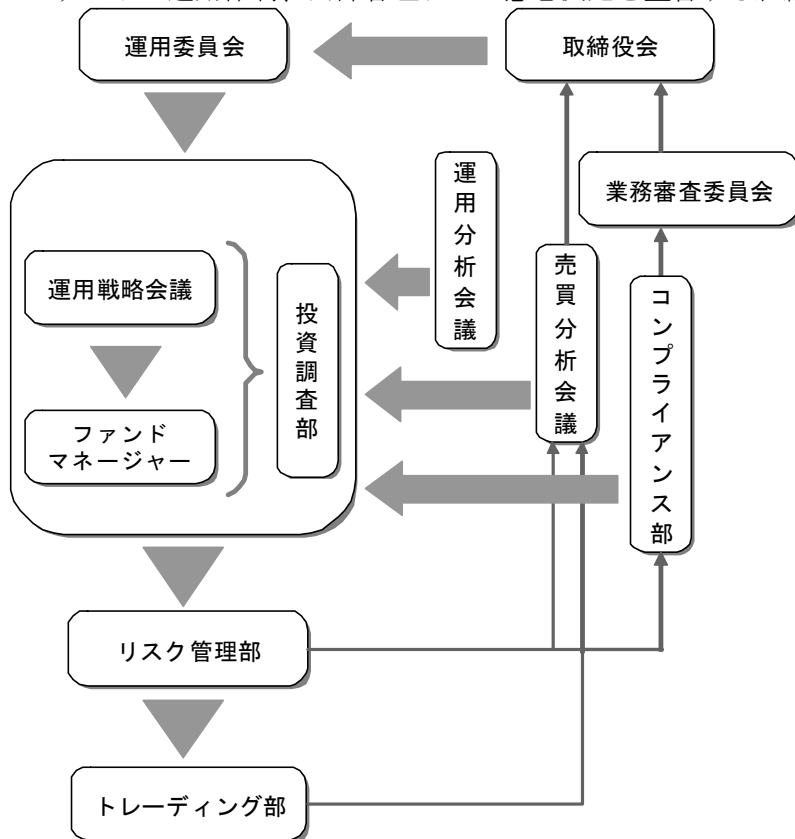
岡三アセットマネジメント株式会社は、中国現地の運用会社チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドから中国 A 株を中心とした中国株式に関する投資アドバイスを受けます（ファンドの助言会社ではありません。）。

チャイナ・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、1998年に設立された中国の大手運用会社です。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (6名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適切であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

## ■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

## ■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成26年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

#### (4)【分配方針】

- 毎年、1月28日及び7月28日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。
  - a 分配対象収益の範囲  
繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、ファンドの信託財産に帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。
  - b 分配対象収益についての分配方針  
基準価額が当初元本（当初1口当たり1円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。  
基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。
  - c 留保益の運用方針  
分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
  - d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。
- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ◆ 分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 先物取引等の運用指図

- a 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- b 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。



### 3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、中国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

#### <投資リスク>

##### ■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

また、投資したリンク債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資したリンク債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式やリンク債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

##### ■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、新興国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、新興国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## <留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### 中国 A 株投資における主なリスク

#### ・ 回金遅延リスク

中国 A 株への投資については、Q F I I（適格国外機関投資家。以下同じ。）制度上の中国国外への送金規制や、円と人民元との交換が停止となる場合等があります。そのため、有価証券等の売却代金等の送金遅延に伴い、換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

また、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みを取消すことがあります。

※回金とは、中国から日本への送金を指します。

#### ・ 税制リスク

Q F I I に対する課税上の取扱いについては、中国の税法等に従います。将来、所得税等の課税が行われることとなった場合には、ファンドが実質的に負担する可能性があります。また、Q F I I に対する中国国内の課税の取扱いについては、今後変更される可能性があります。

### 中国 A 株投資における主な留意事項

中国 A 株への外国人による投資については、Q F I I 制度に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（C S R C）の認定を受けた Q F I I が、国家外貨管理局（S A F E）から認められた投資枠の範囲内においてのみ投資が可能となっています。

ファンドが投資対象とする「中国 A 株マザーファンド」は、岡三アセットマネジメント株式会社が Q F I I として認可された投資枠の範囲内で中国 A 株に投資を行います。

※上記は、中国 A 株投資における主なリスク等であり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

## <投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.24%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

##### お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.20%が信託財産留保額として控除されます。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.944%（税抜 1.80%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年率 1.944%（税抜 1.80%）
内 委託会社	年率 1.08%（税抜 1.0%）
内 販売会社	年率 0.756%（税抜 0.7%）
内 受託会社	年率 0.108%（税抜 0.1%）

###### ■ 信託報酬の支払時期

毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

##### (4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.0054%（税抜 0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。  
 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成 49 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成 26 年 1 月 1 日以降 平成 49 年 12 月 31 日まで	20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）
平成 50 年 1 月 1 日以降	20%（所得税 15%、地方税 5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成 49 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成 26 年 1 月 1 日以降 平成 49 年 12 月 31 日まで	15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）
平成 50 年 1 月 1 日以降	15%（所得税 15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配額）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全

額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

#### ※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

#### ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成 26 年 2 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

## 5 【運用状況】

平成 26 年 2 月 28 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### (1) 【投資状況】

チャイナ・ロード

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,755,378,879	98.77
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	71,958,477	1.23
合計 (純資産総額)		5,827,337,356	100.00

(参考) 中国株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ケイマン	1,110,983,511	28.74
	バミューダ	458,612,280	11.86
	香港	807,361,020	20.88
	中国	1,231,974,864	31.87
	小計	3,608,931,675	93.35
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	257,061,918	6.65
合計 (純資産総額)		3,865,993,593	100.00

(参考) 中国 A 株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	中国	2,333,116,900	90.63
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)	—	241,337,109	9.37
合計 (純資産総額)		2,574,454,009	100.00



(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位 30 銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

チャイナ・ロード

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	中国株マザーファンド	1,547,079,365	2.3853	3,690,248,410	2.4947	3,859,498,891	66.23
日本	親投資信託受 益証券	中国A株マザーファンド	1,353,813,188	1.4986	2,028,935,915	1.4004	1,895,879,988	32.53

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.77
合計	98.77

(参考) 中国株マザーファンド

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	50,000	6,430.71	321,535,800	8,100.81	405,040,500	10.48
香港	株式	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	商業・専門サービス	1,700,000	128.24	218,018,880	146.90	249,738,840	6.46
中国	株式	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	3,200,000	61.36	196,364,160	61.49	196,784,640	5.09
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	2,400,000	69.64	167,140,800	70.43	169,032,960	4.37
香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	150,000	971.70	145,755,450	1,028.20	154,230,750	3.99
香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD	不動産	490,000	277.25	135,854,460	270.68	132,635,160	3.43
バミューダ	株式	CHINA GAS HOLDINGS LIMITED	公益事業	800,000	140.76	112,614,476	161.09	128,877,120	3.33
ケイマン	株式	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	公益事業	178,000	665.54	118,466,298	722.04	128,523,654	3.32
ケイマン	株式	MGM CHINA HOLDINGS LTD	消費者サービス	260,000	410.62	106,762,500	427.70	111,203,820	2.88
バミューダ	株式	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD-H	公益事業	1,600,000	55.83	89,337,869	68.19	109,114,560	2.82
ケイマン	株式	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	資本財	600,000	176.33	105,803,280	175.55	105,330,240	2.72
中国	株式	CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-H	資本財	1,200,000	84.22	101,072,880	86.32	103,595,760	2.68
バミューダ	株式	HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	耐久消費財・アパレル	300,000	295.65	88,695,000	296.30	88,892,100	2.30
中国	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	自動車・自動車部品	190,000	453.98	86,257,530	467.78	88,878,960	2.30
中国	株式	HUANENG RENEWABLES CORP LTD-H	公益事業	1,900,000	42.17	80,140,860	45.33	86,132,700	2.23
中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	210,000	387.63	81,402,300	375.80	78,918,840	2.04
バミューダ	株式	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	自動車・自動車部品	500,000	155.31	77,657,400	155.84	77,920,200	2.02
ケイマン	株式	HENGAN INTL GROUP CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	70,000	1,026.23	71,836,380	1,087.33	76,113,450	1.97
中国	株式	BYD COMPANY LIMITED-H	自動車・自動車部品	120,000	478.45	57,414,803	622.17	74,661,480	1.93
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO	保険	200,000	359.37	71,875,800	353.46	70,693,200	1.83

		LTD-H							
中国	株式	CSR CORP LTD-H	資本財	920,000	76.73	70,598,592	76.47	70,356,816	1.82
中国	株式	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	エネルギー	250,000	301.56	75,390,750	279.22	69,806,250	1.81
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	400,000	160.57	64,228,320	167.66	67,066,560	1.73
バミューダ	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	公益事業	150,000	317.33	47,599,650	358.72	53,808,300	1.39
香港	株式	LENOVO GROUP LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	500,000	130.08	65,043,000	107.48	53,742,600	1.39
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	60,000	829.79	49,787,460	833.07	49,984,560	1.29
香港	株式	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	資本財	50,000	849.50	42,475,050	954.62	47,731,050	1.23
香港	株式	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	不動産	30,000	1,520.29	45,608,940	1,583.37	47,501,100	1.23
ケイマン	株式	SANDS CHINA LTD	消費者サービス	54,000	787.74	42,538,122	858.69	46,369,746	1.20
中国	株式	SINOTRANS LIMITED-H	運輸	1,000,000	43.00	43,002,508	45.85	45,858,600	1.19

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.54
		素材	2.04
		資本財	9.04
		商業・専門サービス	6.46
		運輸	1.19
		自動車・自動車部品	6.74
		耐久消費財・アパレル	2.71
		消費者サービス	8.07
		食品・飲料・タバコ	0.81
		家庭用品・パーソナル用品	1.97
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.97
		銀行	10.41
		保険	3.78
		不動産	7.03
		ソフトウェア・サービス	11.40
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.30
電気通信サービス	1.01		
公益事業	13.89		
合計			93.35

## (参考) 中国A株マザーファンド

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
中国	株式	HANG ZHOU GREAT STAR INDUSTRIAL CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	673,948	118.00	79,527,212	181.15	122,091,072	4.74
中国	株式	LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD-A	資本財	189,999	446.46	84,827,052	585.85	111,311,864	4.32
中国	株式	QINGDAO HAIER CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	335,000	272.46	91,277,203	297.66	99,717,507	3.87
中国	株式	MARKOR INTERNATIONAL FURNITURE CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	1,000,000	111.36	111,364,305	96.56	96,562,200	3.75
中国	株式	INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP-A	食品・飲料・タバコ	166,973	692.56	115,638,869	555.27	92,715,799	3.60
中国	株式	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD-A	自動車・自動車部品	570,000	193.89	110,519,035	157.55	89,807,832	3.49
中国	株式	GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI-A	耐久消費財・アパレル	191,000	448.74	85,709,340	438.10	83,677,711	3.25
中国	株式	GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD-A	テクノロジー・ハードウェア および機器	254,960	325.19	82,911,731	316.77	80,765,515	3.14
中国	株式	SHANGHAI LUXIN PACKING MATERIALS SCIEN-A	素材	189,990	351.68	66,817,216	367.63	69,846,860	2.71
中国	株式	HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPME-A	食品・飲料・タバコ	102,000	772.41	78,786,686	680.92	69,453,983	2.70
中国	株式	PING AN INSURANCE (GROUP) COMPANY OF C-A	保険	100,000	593.50	59,350,020	631.56	63,156,000	2.45
中国	株式	GUANGDONG ALPHA ANIMATION AND CULTURE-A	耐久消費財・アパレル	110,000	576.60	63,427,054	548.79	60,367,164	2.34
中国	株式	DHC SOFTWARE CO LTD-A	ソフトウェア・サービス	83,868	553.20	46,396,400	711.16	59,644,389	2.32
中国	株式	BEIJING ORIGINWATER TECHNOLOGY CO LTD-A	商業・専門サービス	99,971	699.75	69,955,550	582.53	58,236,206	2.26
中国	株式	HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS COMPANY LTD-A	自動車・自動車部品	350,000	170.85	59,798,525	153.56	53,749,080	2.09
中国	株式	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL TECHNOLOGY-A	テクノロジー・ハードウェア および機器	150,000	376.74	56,512,017	356.99	53,549,640	2.08
中国	株式	GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP-A	テクノロジー・ハードウェア および機器	150,000	347.79	52,168,559	345.69	51,854,400	2.01
中国	株式	TCL CORPORATION-A	耐久消費財・アパレル	1,103,935	38.05	42,015,545	45.37	50,088,401	1.95
中国	株式	INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	銀行	323,500	185.64	60,056,287	152.40	49,303,147	1.92
中国	株式	DAQIN RAILWAY CO LTD-A	運輸	384,000	115.84	44,483,098	116.50	44,738,381	1.74
中国	株式	HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD-A	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	109,948	464.86	51,110,581	390.73	42,960,664	1.67
中国	株式	GUANGXI WUZHOU ZHONGHENG GROUP CO LTD-A	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	200,000	234.34	46,868,738	214.23	42,846,360	1.66
中国	株式	HAITONG SECURITIES CO LTD-A	各種金融	277,981	196.94	54,747,524	153.23	42,596,808	1.65
中国	株式	TIANRUN CRANKSHAFT CO LTD-A	資本財	420,000	94.64	39,749,154	100.38	42,161,616	1.64
中国	株式	PING AN BANK CO LTD-A	銀行	224,400	212.75	47,742,476	186.80	41,919,895	1.63
中国	株式	ZHEJIANG HUACE FILM & TV CO LTD-A	メディア	69,922	526.42	36,808,950	582.69	40,743,354	1.58
中国	株式	HAN'S LASER TECHNOLOGY CO LTD-A	資本財	160,000	275.85	44,136,375	250.29	40,047,552	1.56
中国	株式	XIZANG HAISCO PHARMACEUTICAL GROUP-A	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	120,000	357.04	42,844,910	332.06	39,848,112	1.55
中国	株式	FOSHAN ELECTRICAL AND LIGHTING CO LTD-A	資本財	250,000	161.89	40,474,236	158.05	39,514,050	1.53
中国	株式	YONYOU SOFTWARE CO LTD-A	ソフトウェア・サービス	90,000	339.61	30,565,503	406.85	36,617,184	1.42

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.49
		素材	3.34
		資本財	10.42
		商業・専門サービス	2.26
		運輸	1.74
		自動車・自動車部品	6.70
		耐久消費財・アパレル	20.42
		メディア	1.58
		食品・飲料・タバコ	6.30
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.79
		銀行	5.82
		各種金融	4.01
		保険	2.45
		不動産	2.22
		ソフトウェア・サービス	4.92
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.11
		電気通信サービス	0.83
公益事業	1.22		
合計			90.63

②【投資不動産物件】

チャイナ・ロード

該当事項はありません。

(参考) 中国株マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

チャイナ・ロード

該当事項はありません。

## (参考) 中国株マザーファンド

種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	香港ドル	売建	10,000,000.00	131,871,000	131,300,000	△3.40

## (参考) 中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

チャイナ・ロード

	純資産総額(円)		基準価額 (円) (1口当たり)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成16年7月28日)	30,293,372,711	30,293,372,711	0.9039	0.9039
第2期計算期間末 (平成17年1月28日)	18,127,790,918	18,127,790,918	0.9126	0.9126
第3期計算期間末 (平成17年7月28日)	10,480,159,897	11,182,835,882	1.0000	1.0671
第4期計算期間末 (平成18年1月30日)	6,898,962,735	8,341,145,700	1.0000	1.2091
第5期計算期間末 (平成18年7月28日)	10,102,971,398	11,141,541,793	1.0000	1.1028
第6期計算期間末 (平成19年1月29日)	9,130,654,593	13,615,963,180	1.0000	1.4913
第7期計算期間末 (平成19年7月30日)	21,777,892,963	27,742,582,222	1.0000	1.2739
第8期計算期間末 (平成20年1月28日)	35,863,068,891	35,863,068,891	0.9956	0.9956
第9期計算期間末 (平成20年7月28日)	28,836,277,294	28,836,277,294	0.8305	0.8305
第10期計算期間末 (平成21年1月28日)	16,597,565,183	16,597,565,183	0.4474	0.4474
第11期計算期間末 (平成21年7月28日)	26,519,167,275	26,519,167,275	0.7835	0.7835
第12期計算期間末 (平成22年1月28日)	19,868,209,963	19,868,209,963	0.6997	0.6997
第13期計算期間末 (平成22年7月28日)	17,674,127,429	17,674,127,429	0.7170	0.7170
第14期計算期間末 (平成23年1月28日)	13,904,042,338	13,904,042,338	0.6995	0.6995
第15期計算期間末 (平成23年7月28日)	11,270,854,693	11,270,854,693	0.6583	0.6583
第16期計算期間末 (平成24年1月30日)	8,108,009,824	8,108,009,824	0.5400	0.5400
第17期計算期間末 (平成24年7月30日)	6,545,482,487	6,545,482,487	0.4910	0.4910
第18期計算期間末 (平成25年1月28日)	8,211,214,469	8,211,214,469	0.7187	0.7187
第19期計算期間末 (平成25年7月29日)	6,745,315,507	6,745,315,507	0.7208	0.7208
第20期計算期間末 (平成26年1月28日)	5,964,473,386	5,964,473,386	0.8070	0.8070
平成25年2月末日	7,827,188,691	—	0.7090	—
3月末日	7,634,237,585	—	0.7044	—
4月末日	7,680,183,605	—	0.7356	—

5月末日	7,817,477,021	—	0.7810	—
6月末日	6,670,046,969	—	0.6820	—
7月末日	6,641,601,655	—	0.7143	—
8月末日	6,647,386,047	—	0.7367	—
9月末日	6,626,688,506	—	0.7663	—
10月末日	6,634,410,743	—	0.7867	—
11月末日	6,740,179,445	—	0.8372	—
12月末日	6,460,606,971	—	0.8540	—
平成26年1月末日	6,029,543,658	—	0.8181	—
2月末日	5,827,337,356	—	0.8111	—

## ②【分配の推移】

チャイナ・ロード

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	平成16年1月29日～平成16年7月28日	0.000000円
第2期計算期間	平成16年7月29日～平成17年1月28日	0.000000円
第3期計算期間	平成17年1月29日～平成17年7月28日	0.067050円
第4期計算期間	平成17年7月29日～平成18年1月30日	0.209050円
第5期計算期間	平成18年1月31日～平成18年7月28日	0.102800円
第6期計算期間	平成18年7月29日～平成19年1月29日	0.491250円
第7期計算期間	平成19年1月30日～平成19年7月30日	0.273900円
第8期計算期間	平成19年7月31日～平成20年1月28日	0.000000円
第9期計算期間	平成20年1月29日～平成20年7月28日	0.000000円
第10期計算期間	平成20年7月29日～平成21年1月28日	0.000000円
第11期計算期間	平成21年1月29日～平成21年7月28日	0.000000円
第12期計算期間	平成21年7月29日～平成22年1月28日	0.000000円
第13期計算期間	平成22年1月29日～平成22年7月28日	0.000000円
第14期計算期間	平成22年7月29日～平成23年1月28日	0.000000円
第15期計算期間	平成23年1月29日～平成23年7月28日	0.000000円
第16期計算期間	平成23年7月29日～平成24年1月30日	0.000000円
第17期計算期間	平成24年1月31日～平成24年7月30日	0.000000円
第18期計算期間	平成24年7月31日～平成25年1月28日	0.000000円
第19期計算期間	平成25年1月29日～平成25年7月29日	0.000000円
第20期計算期間	平成25年7月30日～平成26年1月28日	0.000000円

### ③【収益率の推移】

チャイナ・ロード

	期間	収益率 (%)
第1期計算期間	平成16年1月29日～平成16年7月28日	△9.6
第2期計算期間	平成16年7月29日～平成17年1月28日	1.0
第3期計算期間	平成17年1月29日～平成17年7月28日	16.9
第4期計算期間	平成17年7月29日～平成18年1月30日	20.9
第5期計算期間	平成18年1月31日～平成18年7月28日	10.3
第6期計算期間	平成18年7月29日～平成19年1月29日	49.1
第7期計算期間	平成19年1月30日～平成19年7月30日	27.4
第8期計算期間	平成19年7月31日～平成20年1月28日	△0.4
第9期計算期間	平成20年1月29日～平成20年7月28日	△16.6
第10期計算期間	平成20年7月29日～平成21年1月28日	△46.1
第11期計算期間	平成21年1月29日～平成21年7月28日	75.1
第12期計算期間	平成21年7月29日～平成22年1月28日	△10.7
第13期計算期間	平成22年1月29日～平成22年7月28日	2.5
第14期計算期間	平成22年7月29日～平成23年1月28日	△2.4
第15期計算期間	平成23年1月29日～平成23年7月28日	△5.9
第16期計算期間	平成23年7月29日～平成24年1月30日	△18.0
第17期計算期間	平成24年1月31日～平成24年7月30日	△9.1
第18期計算期間	平成24年7月31日～平成25年1月28日	46.4
第19期計算期間	平成25年1月29日～平成25年7月29日	0.3
第20期計算期間	平成25年7月30日～平成26年1月28日	12.0

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

### (4)【設定及び解約の実績】

チャイナ・ロード

期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間	34,081,317,436	568,342,988
第2期計算期間	2,645,233,849	16,293,517,925
第3期計算期間	992,966,957	10,377,776,856
第4期計算期間	1,135,212,334	4,716,346,263
第5期計算期間	8,152,746,416	4,948,668,101
第6期計算期間	3,827,676,600	4,800,102,299
第7期計算期間	20,868,719,453	8,222,231,942
第8期計算期間	24,714,392,205	10,469,039,798
第9期計算期間	9,320,202,867	10,620,293,142

第 10 期計算期間	8,753,433,898	6,375,236,136
第 11 期計算期間	4,017,865,033	7,272,000,237
第 12 期計算期間	2,069,131,541	7,520,734,825
第 13 期計算期間	638,148,543	4,382,014,900
第 14 期計算期間	123,295,096	4,897,745,725
第 15 期計算期間	191,811,694	2,945,678,300
第 16 期計算期間	57,981,672	2,166,414,251
第 17 期計算期間	270,028,972	1,954,008,993
第 18 期計算期間	123,450,854	2,028,890,516
第 19 期計算期間	115,786,907	2,182,399,321
第 20 期計算期間	57,373,269	2,024,643,479



## 運用実績

2014年2月28日現在

### 基準価額・純資産の推移(2004年3月1日～2014年2月28日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

### 分配金の推移

2014年1月	0.00円
2013年7月	0.00円
2013年1月	0.00円
2012年7月	0.00円
2012年1月	0.00円
設定来累計	11,440.50円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

### 主な資産の状況

#### 組入ファンド

ファンド名	純資産比率
中国株マザーファンド	66.23%
中国A株マザーファンド	32.53%

#### 組入上位銘柄

(中国株マザーファンド)

銘柄名	業種	通貨	純資産比率
TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	香港ドル	10.48%
CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	商業・専門サービス	香港ドル	6.46%
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	銀行	香港ドル	5.09%
CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	香港ドル	4.37%
GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	香港ドル	3.99%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

#### 組入上位銘柄

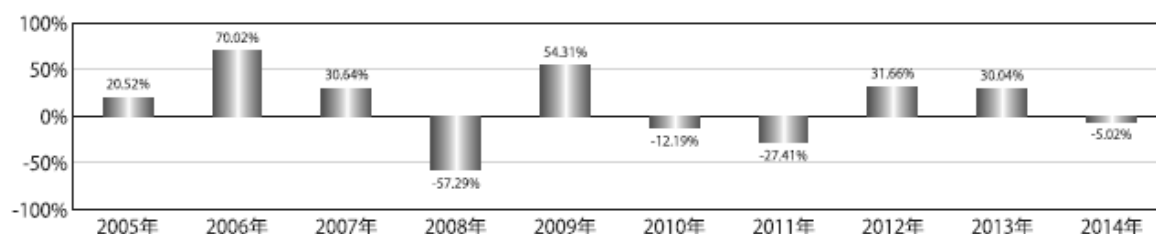
(中国A株マザーファンド)

銘柄名	業種	通貨	純資産比率
HANG ZHOU GREAT STAR INDUSTRIAL CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	元	4.74%
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD-A	資本財	元	4.32%
QINGDAO HAIER CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	元	3.87%
MARKOR INTERNATIONAL FURNITURE CO LTD-A	耐久消費財・アパレル	元	3.75%
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP-A	食品・飲料・タバコ	元	3.60%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※組入銘柄は、上位5銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

### 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2014年は2月末までの騰落率を示しています。  
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

#### ■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

- ◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

#### ■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、取得申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

#### ■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。  
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。  
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当

額を含みます。)を加算した額です。

- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

**お問い合わせ先**

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

## 2【換金（解約）手続等】

### ■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

### ■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 香港の取引所の休業日

- ◆ 「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

### お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

### ■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、換金申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

### ■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。  
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

### ■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、換金申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

##### ■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

##### ■ 中国の取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資する中国の取引所上場株式は、原則として、中国の取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

##### ■ A株リンク債券の評価

マザーファンドを通じて投資する上海A株、深センA株の値動きに連動する債券は、原則として、取引した金融商品取引業者が提示する買取価額で評価します。

##### ■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### ■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

##### お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は、平成16年1月29日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月29日から7月28日まで、7月29日から翌年1月28日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

#### (5)【その他】

##### ■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回った場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の[信託約款の変更]dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### ■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受

益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b～e の規定に従います。

#### ■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

#### ■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

#### ■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

#### ■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

##### ◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

##### ◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社の変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

#### 4 【受益者の権利等】

##### ■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

##### ■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### ■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

##### ■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

##### ■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成25年7月30日から平成26年1月28日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 3 月 6 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴木基仁



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

助川正文



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「チャイナ・ロード」の平成25年7月30日から平成26年1月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「チャイナ・ロード」の平成26年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【チャイナ・ロード】

(1) 【貸借対照表】

期別	第 19 期 平成 25 年 7 月 29 日現在	第 20 期 平成 26 年 1 月 28 日現在
科目	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	190,741,855	110,958,912
親投資信託受益証券	6,673,596,153	5,835,630,465
未収入金	-	100,000,000
未収利息	254	149
流動資産合計	6,864,338,262	6,046,589,526
資産合計	6,864,338,262	6,046,589,526
負債の部		
流動負債		
未払解約金	46,900,467	19,188,955
未払受託者報酬	3,995,701	3,486,281
未払委託者報酬	67,926,865	59,266,646
その他未払費用	199,722	174,258
流動負債合計	119,022,755	82,116,140
負債合計	119,022,755	82,116,140
純資産の部		
元本等		
元本	*19,357,959,809	*17,390,689,599
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△2,612,644,302	△1,426,216,213
(分配準備積立金)	320,117,414	269,221,676
元本等合計	6,745,315,507	5,964,473,386
純資産合計	*36,745,315,507	*35,964,473,386
負債純資産合計	6,864,338,262	6,046,589,526

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	第 19 期	第 20 期
	自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日	自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
科目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	45,992	43,427
有価証券売買等損益	121,126,741	845,034,312
営業収益合計	121,172,733	845,077,739
営業費用		
受託者報酬	3,995,701	3,486,281
委託者報酬	67,926,865	59,266,646
その他費用	199,722	174,258
営業費用合計	72,122,288	62,927,185
営業利益又は営業損失 (△)	49,050,445	782,150,554
経常利益又は経常損失 (△)	49,050,445	782,150,554
当期純利益又は当期純損失 (△)	49,050,445	782,150,554
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	33,641,284	149,852,678
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△3,213,357,754	△2,612,644,302
剰余金増加額又は欠損金減少額	615,252,934	565,779,284
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	615,252,934	565,779,284
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,948,643	11,649,071
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,948,643	11,649,071
分配金	*1-	*1-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△2,612,644,302	△1,426,216,213

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第 20 期	
		自 平成 25 年 7 月 30 日	至 平成 26 年 1 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 1 月 28 日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第 19 期 (平成 25 年 7 月 29 日現在)		第 20 期 (平成 26 年 1 月 28 日現在)	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	9,357,959,809 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	7,390,689,599 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損	2,612,644,302 円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額 元本の欠損	1,426,216,213 円
*3. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 (10,000 口当たりの純資産額)	0.7208 円 7,208 円)	*3. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 (10,000 口当たりの純資産額)	0.8070 円 8,070 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 期 自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日		第 20 期 自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収 A	53,743,196 円	費用控除後の配当等収 A	17,230,514 円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	－円	費用控除後・繰越欠損 B	－円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	36,836,766 円	収益調整金額 C	30,876,823 円
分配準備積立金額 D	266,374,218 円	分配準備積立金額 D	251,991,162 円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	356,954,180 円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	300,098,499 円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	9,357,959,809 口	当ファンドの期末残存 F	7,390,689,599 口
口数		口数	
10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	381 円	10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000	406 円
分配対象額		分配対象額	
10,000 口当たり分配 H	－円	10,000 口当たり分配 H	－円
金額		金額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	－円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第 19 期 自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日	第 20 期 自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	第 19 期 (平成 25 年 7 月 29 日現在)	第 20 期 (平成 26 年 1 月 28 日現在)
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期 自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日	第 20 期 自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 20 期 自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 19 期 (平成 25 年 7 月 29 日現在)	第 20 期 (平成 26 年 1 月 28 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 11,424,572,223 円	期首元本額 9,357,959,809 円
期中追加設定元本額 115,786,907 円	期中追加設定元本額 57,373,269 円
期中一部解約元本額 2,182,399,321 円	期中一部解約元本額 2,024,643,479 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 19 期(自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	93,733,611
合計	93,733,611

第 20 期(自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	671,912,728
合計	671,912,728

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	中国株マザーファンド	1,600,089,947	3,816,694,550	
		中国A株マザーファンド	1,347,034,905	2,018,935,915	
		銘柄数：2 組入時価比率：97.8%	2,947,124,852	5,835,630,465 100.0%	
合計				5,835,630,465	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは、「中国株マザーファンド」、「中国A株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

## 中国株マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	平成 25 年 7 月 29 日現在	平成 26 年 1 月 28 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			60,424,642	44,386,994
コール・ローン			169,134,777	201,037,913
株式			4,602,198,489	3,610,599,319
未収入金			23,693,245	66,887,314
未収配当金			14,679,908	116,424
未収利息			225	270
流動資産合計			4,870,131,286	3,923,028,234
資産合計			4,870,131,286	3,923,028,234
負債の部				
流動負債				
未払解約金			-	100,000,000
流動負債合計			-	100,000,000
負債合計			-	100,000,000
純資産の部				
元本等				
元本		*1	2,328,307,283	1,602,720,826
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)			2,541,824,003	2,220,307,408
元本等合計			4,870,131,286	3,823,028,234
純資産合計		*2	4,870,131,286	3,823,028,234
負債純資産合計			4,870,131,286	3,923,028,234

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。  有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。  為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。  計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、チャイナ・ロードの計算期間に合わせるため、平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 1 月 28 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 25 年 7 月 29 日現在	平成 26 年 1 月 28 日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,328,307,283 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,602,720,826 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 2.0917 円 (10,000 口当たりの純資産額 20,917 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 2.3853 円 (10,000 口当たりの純資産額 23,853 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日	自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。</p> <p>なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	同左

## 2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	平成 25 年 7 月 29 日現在	平成 26 年 1 月 28 日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

### 1. 元本の移動

平成 25 年 7 月 29 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成 25 年 1 月 29 日
期首元本額	3,190,792,612 円
期首より平成 25 年 7 月 29 日までの追加設定元本額	520,102 円
期首より平成 25 年 7 月 29 日までの一部解約元本額	863,005,431 円
期末元本額	2,328,307,283 円
平成 25 年 7 月 29 日現在の元本の内訳 (*)	
チャイナ・ロード	2,325,279,227 円
DCチャイナ・ロード	3,028,056 円

平成 26 年 1 月 28 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成 25 年 7 月 30 日
期首元本額	2,328,307,283 円
期首より平成 26 年 1 月 28 日までの追加設定元本額	21,439 円
期首より平成 26 年 1 月 28 日までの一部解約元本額	725,607,896 円
期末元本額	1,602,720,826 円
平成 26 年 1 月 28 日現在の元本の内訳 (*)	
チャイナ・ロード	1,600,089,947 円
DCチャイナ・ロード	2,630,879 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

### 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成 25 年 7 月 29 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△191,055,162
合計	△191,055,162

平成 26 年 1 月 28 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	343,245,013
合計	343,245,013

### 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### 附属明細表

#### 1. 有価証券明細表

##### ①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	香港ドル	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	250,000	22.95	5,737,500.00	
		CNOOC LTD	400,000	12.22	4,888,000.00	
		PETROCHINA CO LTD-H	200,000	7.74	1,548,000.00	
		ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	210,000	29.50	6,195,000.00	
		BEIJING ENTERPRISES HLDGS	50,000	64.65	3,232,500.00	
		CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-H	1,200,000	6.41	7,692,000.00	
		CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	800,000	3.48	2,784,000.00	
		CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL	600,000	13.42	8,052,000.00	
		CSR CORP LTD-H	920,000	5.84	5,372,800.00	
		CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	1,700,000	9.76	16,592,000.00	
		CHINA SHIPPING CONTAINER LINES-H	1,000,000	1.81	1,810,000.00	
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	500,000	11.82	5,910,000.00	
		BYD COMPANY LIMITED-H	70,000	34.95	2,446,500.00	
		GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	700,000	3.11	2,177,000.00	
		GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	190,000	34.55	6,564,500.00	
		XINYI SOLAR HOLDINGS CO LTD	690,000	1.46	1,007,400.00	
		HAIER ELECTRONICS GROUP CO LTD	300,000	22.50	6,750,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	150,000	73.95	11,092,500.00	
		MGM CHINA HOLDINGS LTD	260,000	31.25	8,125,000.00	
		SANDS CHINA LTD	54,000	59.95	3,237,300.00	
		WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	200,000	10.66	2,132,000.00	
		HENGAN INTL GROUP CO LTD	100,000	78.10	7,810,000.00	
		SIHUAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS GROUP LTD	100,000	7.92	792,000.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL LIMITED	400,000	6.36	2,544,000.00			

	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	3,000,000	5.30	15,900,000.00	
	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-H	3,600,000	4.67	16,812,000.00	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	160,000	11.40	1,824,000.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD-H	200,000	27.35	5,470,000.00	
	NEW CHINA LIFE INSURANCE COMPANY LTD-H	80,000	23.55	1,884,000.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	60,000	63.15	3,789,000.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	30,000	115.70	3,471,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LTD	490,000	21.10	10,339,000.00	
	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	200,000	18.38	3,676,000.00	
	CHINA VANKE CO LTD-B	80,000	12.25	980,000.00	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	612,950	4.17	2,556,001.50	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LIMITED	100,000	16.92	1,692,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	52,000	489.40	25,448,800.00	
	CHINA FIBER OPTIC NETWORK SYSTEM GROUP-H	1,300,000	1.71	2,223,000.00	
	LENOVO GROUP LTD	2,000,000	9.90	19,800,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	40,000	74.95	2,998,000.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD-H	1,000,000	4.29	4,290,000.00	
	BEIJING JINGNENG CLEAN ENERGY CO LTD-H	500,000	4.64	2,320,000.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LIMITED	400,000	10.52	4,208,000.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	150,000	24.15	3,622,500.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	178,000	50.65	9,015,700.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP LTD-H	1,900,000	3.21	6,099,000.00	
計	銘柄数 : 46			272,910,001.50	
				(3,610,599,319)	
	組入時価比率 : 94.4%			100.0%	
合 計				3,610,599,319	
				(3,610,599,319)	

(注)1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

中国A株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番 号	平成 25 年 7 月 29 日現在	平成 26 年 1 月 28 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			324,178,686	244,315,487
コール・ローン			4,580,649	2,925,624
株式			2,145,805,452	2,508,390,055
未収配当金			5,133,824	-
未収利息			6	3
流動資産合計			2,479,698,617	2,755,631,169
資産合計			2,479,698,617	2,755,631,169
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			-	-
負債合計			-	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	1,838,889,505	1,838,612,151
剰余金				
剰余金又は欠損金 (△)			640,809,112	917,019,018
元本等合計			2,479,698,617	2,755,631,169
純資産合計		*2	2,479,698,617	2,755,631,169
負債純資産合計			2,479,698,617	2,755,631,169

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。
	為替差損益	約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理	「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。
	計算期間の取扱い	当ファンドの計算期間は、チャイナ・ロードの計算期間に合わせるため、平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 1 月 28 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成 25 年 7 月 29 日現在		平成 26 年 1 月 28 日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,838,889,505 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	1,838,612,151 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	1,3485 円	1 口当たりの純資産額	1,4988 円
(10,000 口当たりの純資産額)	13,485 円)	(10,000 口当たりの純資産額)	14,988 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	自 平成 25 年 1 月 29 日 至 平成 25 年 7 月 29 日	自 平成 25 年 7 月 30 日 至 平成 26 年 1 月 28 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取	同左



<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。</p> <p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成 25 年 7 月 29 日現在	平成 26 年 1 月 28 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

平成 25 年 7 月 29 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成 25 年 1 月 29 日
期首元本額	2,100,000,000 円
期首より平成 25 年 7 月 29 日までの追加設定元本額	243,893,837 円
期首より平成 25 年 7 月 29 日までの一部解約元本額	505,004,332 円
期末元本額	1,838,889,505 円
平成 25 年 7 月 29 日現在の元本の内訳 (*)	
チャイナ・ロード	1,342,090,912 円
DCチャイナ・ロード	1,802,925 円
中国A株オープン	494,995,668 円

平成 26 年 1 月 28 日現在

投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成 25 年 7 月 30 日
期首元本額	1,838,889,505 円
期首より平成 26 年 1 月 28 日までの追加設定元本額	5,426,035 円
期首より平成 26 年 1 月 28 日までの一部解約元本額	5,703,389 円
期末元本額	1,838,612,151 円
平成 26 年 1 月 28 日現在の元本の内訳（＊）	
チャイナ・ロード	1,347,034,905 円
DCチャイナ・ロード	2,218,193 円
中国A株オープン	489,359,053 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成 25 年 7 月 29 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	168,847,016
合計	168,847,016

平成 26 年 1 月 28 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	89,784,906
合計	89,784,906

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	中国元	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORPORATION-A	324,200	4.52	1,465,384.00	
		PETROCHINA COMPANY LIMITED-A	72,000	7.52	541,440.00	
		ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-A	166,000	15.69	2,604,540.00	
		SHANGHAI LUXIN PACKING MATERIALS SCIEN-A	149,990	22.54	3,380,774.60	
		CHINA RAILWAY CONSTRUCTION CORPORATION-A	247,000	4.13	1,020,110.00	
		CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING-A	770,000	3.00	2,310,000.00	
		LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD-A	189,999	38.09	7,237,061.91	
		TIANRUN CRANKSHAFT CO LTD-A	420,000	5.85	2,457,000.00	
		BEIJING ORIGINWATER TECHNOLOGY CO LTD-A	99,971	40.00	3,998,840.00	
		DAQIN RAILWAY CO LTD-A	384,000	7.20	2,764,800.00	
		BEIQI FOTON MOTOR CO LTD-A	300,000	5.23	1,569,000.00	
		CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD-A	570,000	11.02	6,281,400.00	
		HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS COMPANY LTD-A	350,000	8.95	3,132,500.00	
		GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI-A	191,000	29.00	5,539,000.00	
		GUANGDONG ALPHA ANIMATION AND CULTURE-A	60,000	39.06	2,343,600.00	
		HANG ZHOU GREAT STAR INDUSTRIAL CO LTD-A	673,948	9.35	6,301,413.80	
		MARKOR INTERNATIONAL FURNITURE CO LTD-A	1,000,000	6.11	6,110,000.00	
		QINGDAO HAIER CO LTD-A	335,000	21.43	7,179,050.00	
		TCL CORPORATION-A	1,103,935	2.56	2,826,073.60	
		ZHEJIANG HUACE FILM & TV CO LTD-A	69,922	38.58	2,697,590.76	
		HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPME-A	102,000	46.70	4,763,400.00	
		INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP-A	116,973	37.32	4,365,432.36	
		GUANGXI WUZHOU ZHONGHENG GROUP CO LTD-A	160,000	13.04	2,086,400.00	
		HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD-A	109,948	25.65	2,820,166.20	
		KANGMEI PHARMACEUTICAL CO LTD-A	127,000	16.73	2,124,710.00	
		XIZANG HAISCO PHARMACEUTICAL GROUP-A	60,000	22.98	1,378,800.00	
		YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	10,000	89.60	896,000.00	
		BANK OF BEIJING COMPANY LTD-A	157,000	7.05	1,106,850.00	
		CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD-A	156,688	7.05	1,104,650.40	
		INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA-A	252,000	3.36	846,720.00	
INDUSTRIAL BANK CO LTD-A	323,500	9.22	2,982,670.00			
PING AN BANK CO LTD-A	174,400	11.39	1,986,416.00			
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO-A	126,000	9.12	1,149,120.00			

	CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD-A	164,000	11.74	1,925,360.00	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-A	377,981	10.41	3,934,782.21	
	SINOLINK SECURITIES CO LTD-A	100,000	18.52	1,852,000.00	
	PING AN INSURANCE (GROUP) COMPANY OF C-A	100,000	39.00	3,900,000.00	
	CHINA VANKE CO LTD-A	179,000	7.65	1,369,350.00	
	GEMDALE CORPORATION-A	222,000	6.08	1,349,760.00	
	POLY REAL ESTATE GROUP CO LTD-A	142,000	8.04	1,141,680.00	
	BEIJING SHIJI INFORMATION TECHNOLOGY-A	139,648	58.01	8,100,980.48	
	BEIJING TRS INFORMATION TECHNOLOGY CO-A	99,930	18.25	1,823,722.50	
	DHC SOFTWARE CO LTD-A	69,924	40.00	2,796,960.00	
	GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD-A	209,960	21.15	4,440,654.00	
	GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP-A	150,000	23.53	3,529,500.00	
	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL TECHNOLOGY-A	150,000	22.02	3,303,000.00	
	SUZHOU JINFU NEW MATERIAL CO LTD-A	296,000	14.04	4,155,840.00	
	TONGFANG GUOXIN ELECTRONICS CO LTD-A	30,000	49.55	1,486,500.00	
	CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS-A	416,000	2.99	1,243,840.00	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	318,000	6.02	1,914,360.00	
計	銘柄数：50			147,639,202.82	
	組入時価比率：91.0%			(2,508,390,055)	
合 計				2,508,390,055	
				(2,508,390,055)	

(注)1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## ②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成 26 年 2 月 28 日現在)

#### チャイナ・ロード

I 資産総額	5,870,093,853円
II 負債総額	42,756,497円
III 純資産総額 (I - II)	5,827,337,356円
IV 発行済数量	7,184,691,745口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.8111円

#### (参考) 中国株マザーファンド

I 資産総額	3,865,993,593円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	3,865,993,593円
IV 発行済数量	1,549,710,244口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.4947円

#### (参考) 中国A株マザーファンド

I 資産総額	2,574,454,009円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	2,574,454,009円
IV 発行済数量	1,838,423,394口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.4004円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### ■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

##### ■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### ■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### ■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### ○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

(平成 26 年 2 月末日現在)

(1) 資本金の額	10 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	825,000 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

##### (2) 委託会社の機構

###### 〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

###### 〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月 1 回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成 26 年 2 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	157	11,769
追加型公社債投資信託	16	1,961
単位型株式投資信託	32	586
合計	205	14,316

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。  
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日至平成 25 年 3 月 31 日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。  
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日至平成 25 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

平成 25 年 6 月 25 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

助川 正文



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

望、金正典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1)【貸借対照表】

科 目	期 別	前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
( 資 産 の 部 )					
流動資産					
現金預金			5,829,748		6,106,221
有価証券			3,298,206		3,199,988
未収委託者報酬			582,010		743,347
未収運用受託報酬			26,297		148,616
未収投資助言報酬			5,637		5,609
前払費用			34,096		30,946
未収収益			264		121
繰延税金資産			63,345		59,846
その他の流動資産			865		2,899
流動資産合計			9,840,470		10,297,596
固定資産					
有形固定資産	*1		175,209		144,072
建物		36,865		30,613	
器具備品		138,344		113,458	
無形固定資産			2,681		2,364
ソフトウェア		559		242	
電話加入権		2,122		2,122	
投資その他の資産			2,069,959		3,268,958
投資有価証券		1,302,277		1,485,543	
親会社株式		644,952		1,633,632	
長期差入保証金		150,350		138,067	
その他		29,225		29,225	
繰延税金資産		50,664		—	
貸倒引当金		△ 17,510		△ 17,510	
投資損失引当金		△ 90,000		—	
固定資産合計			2,247,851		3,415,395
資産合計			12,088,322		13,712,992

科 目	期 別		前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	
			金 額		金 額	
( 負 債 の 部 )			千円	千円	千円	千円
流動負債						
預り金				9,102		20,437
前受投資助言報酬				2,423		—
未払金				373,562		460,362
未払収益分配金		69			60	
未払償還金		3,795			3,795	
未払手数料		283,314			352,362	
その他未払金		86,383			104,144	
未払費用				244,251		277,360
未払法人税等				120,129		135,348
未払消費税等				24,817		41,206
賞与引当金				119,240		—
流動負債合計				893,527		934,715
固定負債						
退職給付引当金				103,572		253,736
役員退職慰労引当金				27,160		29,850
繰延税金負債				—		329,085
資産除去債務				31,632		32,175
長期未払金				—		15,683
固定負債合計				162,365		660,531
負債合計				1,055,892		1,595,246
( 純 資 産 の 部 )						
株主資本						
資本金				1,000,000		1,000,000
資本剰余金				566,500		566,500
資本準備金		566,500			566,500	
利益剰余金				9,387,988		9,729,121
利益準備金		179,830			179,830	
その他利益剰余金						
別途積立金		5,718,662			5,718,662	
繰越利益剰余金		3,489,496			3,830,629	
株主資本合計				10,954,488		11,295,621
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金				77,941		822,124
評価・換算差額等合計				77,941		822,124
純資産合計				11,032,429		12,117,745
負債純資産合計				12,088,322		13,712,992

## (2) 【損益計算書】

期 別	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)		(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	
科 目	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
委託者報酬		9,376,702		9,375,527
運用受託報酬		46,228		172,528
投資助言報酬		18,232		17,281
営業収益計		9,441,163		9,565,338
営業費用				
支払手数料		5,120,825		5,049,257
広告宣伝費		197,828		245,879
公告費		1,861		250
受益権管理費		11,275		11,634
調査費		1,284,694		1,205,647
調査費	217,345		284,730	
委託調査費	1,067,349		920,917	
委託計算費		218,981		223,541
営業雑経費		224,765		224,886
通信費	46,975		48,257	
印刷費	166,251		152,770	
諸経費	—		12,246	
協会費	8,409		8,351	
諸会費	3,129		3,261	
営業費用計		7,060,232		6,961,096
一般管理費				
給料		1,106,058		1,230,336
役員報酬	124,707		153,361	
給料・手当	895,319		1,076,974	
賞与	86,032		—	
交際費		18,762		18,065
寄付金		39,015		41,841
旅費交通費		53,988		48,965
租税公課		18,505		22,377
不動産賃借料		200,615		193,493
賞与引当金繰入		119,240		—
退職給付費用		23,022		152,263
役員退職慰労引当金繰入		4,790		5,870
固定資産減価償却費		44,407		36,468
諸経費		340,584		285,230
一般管理費計		1,968,991		2,034,913
営業利益		411,940		569,328

科 目	期 別	前事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取配当金	*1		19,049		18,795
有価証券利息			4,056		3,326
受取利息			1,442		1,294
約款時効収入			131		13
賞与引当金戻入			—		17,239
雑益			45,964		365
営業外収益計			70,644		41,035
営業外費用					
時効後返還金			1,550		962
信託財産負担金			327		795
固定資産除却損	*2		138		15
雑損			47		35
営業外費用計			2,063		1,808
経常利益			480,521		608,554
特別利益					
投資有価証券売却益			30,950		54,630
投資有価証券償還益			—		30,325
特別利益計			30,950		84,955
特別損失					
投資有価証券売却損			32,200		—
投資有価証券償還損			—		32,247
投資有価証券評価損	*3		—		32,860
貸倒引当金繰入			3,000		—
特別損失計			35,200		65,108
税引前当期純利益			476,271		628,401
法人税、住民税及び事業税		252,318		280,782	
法人税等調整額		△23,951	228,366	△26,513	254,268
当期純利益			247,904		374,132

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,274,591	3,489,496
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	3,489,496	3,830,629
利益剰余金合計		
当期首残高	9,173,083	9,387,988
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	9,387,988	9,729,121
株主資本合計		
当期首残高	10,739,583	10,954,488
当期変動額		

剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	247,904	374,132
当期変動額合計	214,904	341,132
当期末残高	10,954,488	11,295,621
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
評価・換算差額等合計		
当期首残高	30,570	77,941
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,370	744,183
当期変動額合計	47,370	744,183
当期末残高	77,941	822,124
純資産合計		
当期首残高	10,770,153	11,032,429
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	247,904	374,132
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,370	744,183
当期変動額合計	262,275	1,085,315
当期末残高	11,032,429	12,117,745

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの</p> <p>総平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物                   15 年</p> <p>器具備品           4～15 年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(2) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。          数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金          役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理方法          消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[表示方法の変更]

従来、「投資助言報酬」については、営業収益の「運用受託報酬」に計上しておりましたが、当事業年度より事業運営の実態をより適切に表示するために区分掲記しております。

[追加情報]

(退職給付引当金)

当社は、当事業年度より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額 87,114 千円を一般管理費に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は 8,010 千円であり、未移換額は当事業年度末日において、23,521 千円であり、その他未払金（流動負債）に 7,837 千円、長期未払金（固定負債）に 15,683 千円を計上しております。



[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 43,586 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 133,977 千円</p>	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 49,838 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 160,968 千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
<p>*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 16,310 千円</p>	<p>*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金 16,310 千円</p>
<p>*2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 138 千円</p>	<p>*2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">器具備品 15 千円</p>
	<p>*3 投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>投資先会社の財政状態及び業績等を勘案した結果、投資有価証券評価損 32,860 千円を特別損失として計上しております。</p> <p>なお、当該評価損は過年度に計上しておりました投資損失引当金 90,000 千円の戻入益と投資有価証券評価損 122,860 千円を相殺したものです。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日）

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

(2)配当に関する事項

① 配当金支払額

平成 23 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000 千円
1 株当たり配当額	40 円
基準日	平成 23 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 24 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000 千円
1 株当たり配当額	40 円
基準日	平成 24 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 24 年 6 月 26 日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

(2)配当に関する事項

① 配当金支払額

平成 24 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000 千円
1 株当たり配当額	40 円
基準日	平成 24 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 24 年 6 月 26 日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成 25 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000 千円
1 株当たり配当額	40 円
基準日	平成 25 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日
配当の原資	利益剰余金

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、長期差入保証金はそのほとんどが当社の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。また、未収運用受託報酬は投資一任契約の契約先から当社が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2) 有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3) 未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4) 未収運用受託報酬	26,297	26,297	—
(5) 投資有価証券	600,316	600,316	—
(6) 親会社株式	644,952	644,952	—
(7) 未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(8) 未払法人税等	120,129	120,129	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	6,106,221	6,106,221	—
(2) 有価証券	3,199,988	3,199,988	—
(3) 未収委託者報酬	743,347	743,347	—
(4) 未収運用受託報酬	148,616	148,616	—
(5) 投資有価証券	936,443	936,443	—
(6) 親会社株式	1,633,632	1,633,632	—
(7) 未払金（未払手数料）	352,362	352,362	—
(8) 未払法人税等	135,348	135,348	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金（未払手数料）、(8) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券、(6) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
非上場株式	701,961	549,100
長期差入保証金	150,350	138,067

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
未収運用受託報酬	26,297	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,736,262	397,716	2,960	—

当事業年度 (平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	6,106,221	—	—	—
未収委託者報酬	743,347	—	—	—
未収運用受託報酬	148,616	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,199,988	568,739	4,720	—
合計	10,198,173	568,739	4,720	—

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	(単位：千円)
				差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	733,260	605,961	127,298
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	9,035	12,350	△3,315
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	579,654	579,678	△23
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	290,205	302,044	△11,839
	小計	878,895	894,073	△15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 701,961 千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	(単位：千円)
				差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,893,815	618,311	1,275,503
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	2,699,445	2,698,898	546
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	341,998	291,226	50,772
	小計	4,935,258	3,608,436	1,326,822
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	299,853	299,880	△27
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	534,951	587,088	△52,136
	小計	834,804	886,969	△52,164
	合計	5,770,063	4,495,405	1,274,658

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 549,100 千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日）

種類	売却額	(単位：千円)	
		売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

当事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

種類	売却額	(単位：千円)	
		売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	84,630	54,630	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	84,630	54,630	—

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は当事業年度より大幅な変更を行い、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)
退職給付債務 (千円)	103,572	429,752
(1) 年金資産 (千円)	—	205,027
(2) 退職給付引当金 (千円)	103,572	253,736
(3) 未認識数理計算上の差異 (千円)	—	△29,011

(注) 当社は前事業年度においては、退職給付債務の算定方法を簡便法により計算する方法によっておりましたが、当事業年度から原則法により計算する方法へ変更しております。



### 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
(1) 勤務費用 (千円) (注)1	16,397	40,010
(2) 利息費用 (千円)	—	4,812
(3) 原則法への変更による費用処理額 (千円) (注)2	—	87,114
(4) 期待運用収益 (千円)	—	△616
(5) 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	—	10,118
(6) 退職給付費用 (千円)	16,397	141,437
(7) その他 (千円) (注)3	6,625	10,825

(注) 1. 前事業年度は簡便法を採用しており、退職給付費用は「(1) 勤務費用」に計上しております。

2. 当事業年度の期首において、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更したことにより生じたものであり、一般管理費として一括費用処理しております。

3. 「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法  
期間定額基準

(2) 割引率

前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)
—	0.99%

(3) 期待運用収益率

前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)
—	0.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5 年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)																																																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">45,311 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">36,768 千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">9,641 千円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">3,231 千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">6,216 千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">5,674 千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">3,002 千円</td></tr> <tr><td>未払広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">29,217 千円</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td style="text-align: right;">31,950 千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">11,229 千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,184 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">200,427 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>負ののれん償却額</td><td style="text-align: right;">28,908 千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">48,445 千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,063 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の合計</td><td style="text-align: right;">86,417 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 114,009 千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">41.0%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">8.1%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△2.0%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.5%</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td style="text-align: right;">4.1%</td></tr> <tr><td>還付法人税等</td><td style="text-align: right;">△2.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△1.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">47.9%</td></tr> </table> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を 41%から 38%に変更し、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を 41%から 35.5%に変更しております。</p> <p>この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 12,842 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は 19,476 千円、その他有価証券評価差額金は 6,633 千円、それぞれ増加しております。</p>	賞与引当金	45,311 千円	退職給付引当金	36,768 千円	役員退職慰労引当金	9,641 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	貸倒引当金	6,216 千円	その他有価証券評価差額金	5,674 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円	未払広告宣伝費	29,217 千円	投資損失引当金	31,950 千円	資産除去債務	11,229 千円	その他	18,184 千円	繰延税金資産の合計	200,427 千円	負ののれん償却額	28,908 千円	その他有価証券評価差額金	48,445 千円	その他	9,063 千円	繰延税金負債の合計	86,417 千円	法定実効税率 (調整)	41.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%	住民税均等割等	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%	還付法人税等	△2.7%	その他	△1.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">— 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">90,076 千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">10,596 千円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">3,231 千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">6,216 千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">19,211 千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">3,002 千円</td></tr> <tr><td>未払広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">42,193 千円</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td style="text-align: right;">— 千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">11,422 千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">24,324 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">210,276 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>負ののれん償却額</td><td style="text-align: right;">— 千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">471,745 千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">7,770 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の合計</td><td style="text-align: right;">479,516 千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 △269,239 千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">38.0%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.9%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△2.4%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>還付法人税等</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.6%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">40.5%</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">—</p>	賞与引当金	— 千円	退職給付引当金	90,076 千円	役員退職慰労引当金	10,596 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円	貸倒引当金	6,216 千円	その他有価証券評価差額金	19,211 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円	未払広告宣伝費	42,193 千円	投資損失引当金	— 千円	資産除去債務	11,422 千円	その他	24,324 千円	繰延税金資産の合計	210,276 千円	負ののれん償却額	— 千円	その他有価証券評価差額金	471,745 千円	その他	7,770 千円	繰延税金負債の合計	479,516 千円	法定実効税率 (調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%	住民税均等割等	0.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	還付法人税等	—	その他	0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5%
賞与引当金	45,311 千円																																																																																																
退職給付引当金	36,768 千円																																																																																																
役員退職慰労引当金	9,641 千円																																																																																																
ゴルフ会員権評価損	3,231 千円																																																																																																
貸倒引当金	6,216 千円																																																																																																
その他有価証券評価差額金	5,674 千円																																																																																																
投資有価証券評価損	3,002 千円																																																																																																
未払広告宣伝費	29,217 千円																																																																																																
投資損失引当金	31,950 千円																																																																																																
資産除去債務	11,229 千円																																																																																																
その他	18,184 千円																																																																																																
繰延税金資産の合計	200,427 千円																																																																																																
負ののれん償却額	28,908 千円																																																																																																
その他有価証券評価差額金	48,445 千円																																																																																																
その他	9,063 千円																																																																																																
繰延税金負債の合計	86,417 千円																																																																																																
法定実効税率 (調整)	41.0%																																																																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%																																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%																																																																																																
住民税均等割等	0.5%																																																																																																
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%																																																																																																
還付法人税等	△2.7%																																																																																																
その他	△1.1%																																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%																																																																																																
賞与引当金	— 千円																																																																																																
退職給付引当金	90,076 千円																																																																																																
役員退職慰労引当金	10,596 千円																																																																																																
ゴルフ会員権評価損	3,231 千円																																																																																																
貸倒引当金	6,216 千円																																																																																																
その他有価証券評価差額金	19,211 千円																																																																																																
投資有価証券評価損	3,002 千円																																																																																																
未払広告宣伝費	42,193 千円																																																																																																
投資損失引当金	— 千円																																																																																																
資産除去債務	11,422 千円																																																																																																
その他	24,324 千円																																																																																																
繰延税金資産の合計	210,276 千円																																																																																																
負ののれん償却額	— 千円																																																																																																
その他有価証券評価差額金	471,745 千円																																																																																																
その他	7,770 千円																																																																																																
繰延税金負債の合計	479,516 千円																																																																																																
法定実効税率 (調整)	38.0%																																																																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.9%																																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%																																																																																																
住民税均等割等	0.4%																																																																																																
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—																																																																																																
還付法人税等	—																																																																																																
その他	0.6%																																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.5%																																																																																																

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年～31 年と見積り、割引率は 1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
期首残高 (千円)	10,933	31,632
有形固定資産の取得に伴う増加額 (千円)	20,282	—
時の経過による調整額 (千円)	416	543
期末残高 (千円)	31,632	32,175

(セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

### (1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

### (2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

### (3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

### (4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

### (1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払(注2)	3,450,056	未払手数料	181,880

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払(注2)	3,109,435	未払手数料	201,400

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	13,372 円 64 銭	1 株当たり純資産額	14,688 円 17 銭
1 株当たり当期純利益金額	300 円 49 銭	1 株当たり当期純利益金額	453 円 49 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

## 1. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	247,904	374,132
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	247,904	374,132
普通株式の期中平均株式数 (株)	825,000	825,000

## 2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成 24 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (千円)	11,032,429	12,117,745
純資産の部から控除する合計額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	11,032,429	12,117,745
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	825,000	825,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鈴木基仁 

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

堂金正典 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表  
中間貸借対照表

期 別	当中間会計期間 (平成 25 年 9 月 30 日)	
	注記 番号	金 額
科 目		
(資 産 の 部)		千円
流動資産		
現金及び預金		7,553,633
有価証券		1,799,775
未収委託者報酬		914,976
未収運用受託報酬		7,540
未収投資助言報酬		13,506
繰延税金資産		31,071
その他流動資産		54,291
流動資産合計		10,374,794
固定資産	* 1	
有形固定資産		136,138
無形固定資産		5,664
投資その他の資産		3,808,801
投資有価証券		3,658,869
その他		167,441
貸倒引当金		△17,510
固定資産合計		3,950,604
資産合計		14,325,398
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金		6,436
前受運用受託報酬		3,140
未払金		577,345
未払収益分配金		53
未払償還金		3,795
未払手数料		442,325
未払事業所税		2,377
その他		128,794
未払法人税等		244,643
その他流動負債		203,955
流動負債合計		1,035,522
固定負債		
退職給付引当金		232,559
役員退職慰労引当金		33,020
繰延税金負債		373,197
資産除去債務		32,452
その他固定負債		7,838
固定負債合計		679,067
負債合計		1,714,589
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		566,500
資本準備金		566,500
利益剰余金		10,158,618
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		9,978,788
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		4,260,126
株主資本合計		11,725,118
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		885,690
評価・換算差額等合計		885,690
純資産合計		12,610,808
負債・純資産合計		14,325,398



中間損益計算書

期 別	当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
	注記 番号	金 額
科 目		千円
営業収益		
委託者報酬		6,020,517
運用受託報酬		15,294
投資助言報酬		7,520
営業収益計		6,043,332
営業費用		4,294,264
一般管理費	*1	1,082,572
営業利益		666,495
営業外収益	*2	74,842
営業外費用		276
経常利益		741,061
特別利益		—
特別損失		—
税引前中間純利益		741,061
法人税、住民税及び事業税		240,617
法人税等調整額		37,945
中間純利益		462,497

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	566,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	566,500
資本剰余金合計	
当期首残高	566,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	566,500
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	179,830
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	179,830
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	5,718,662
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	5,718,662
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,830,629
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	462,497
当中間期変動額合計	429,497
当中間期末残高	4,260,126
利益剰余金合計	
当期首残高	9,729,121
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	462,497
当中間期変動額合計	429,497
当中間期末残高	10,158,618
株主資本合計	
当期首残高	11,295,621
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	462,497
当中間期変動額合計	429,497
当中間期末残高	11,725,118

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	822, 124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	63, 565
当中間期変動額合計	63, 565
当中間期末残高	885, 690
評価・換算差額等合計	
当期首残高	822, 124
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	63, 565
当中間期変動額合計	63, 565
当中間期末残高	885, 690
純資産合計	
当期首残高	12, 117, 745
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33, 000
中間純利益	462, 497
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	63, 565
当中間期変動額合計	493, 063
当中間期末残高	12, 610, 808

[重要な会計方針]

<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券          その他有価証券          時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定)          時価のないもの …原則として総平均法による原価法ないし償却原価法 (定額法)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p>	<p>有形固定資産          定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。              建    物 … 8 ～ 15年              器具備品 … 4 ～ 15年</p> <p>無形固定資産          定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づき償却しております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金          売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。          数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数 (5年) による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金          役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p>
<p>4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理方法          消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示していません。</p>

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成 25 年 9 月 30 日)

(※ 1) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、221,547 千円 であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日)

1. (※1)減価償却実施額

有形固定資産	14,324 千円
無形固定資産	400 千円

2. (※2)営業外収益の主要なもの

有価証券利息	979 千円
受取配当金	62,749 千円
広告宣伝費負担金	10,000 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	825,000 株	—	—	825,000 株

2. 配当に関する事項

平成 25 年 6 月 25 日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000 千円
1 株当たり配当額	40 円
基準日	平成 25 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日

(金融商品関係)

当中間会計期間（平成 25 年 9 月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注 2) 参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	7,553,633	7,553,633	—
(2) 有価証券	1,799,775	1,799,775	—
(3) 未収委託者報酬	914,976	914,976	—
(4) 未収運用受託報酬	7,540	7,540	—
(5) 投資有価証券	3,658,869	3,658,869	—
(6) 親会社株式	1,668,744	1,668,744	—
(7) 未払金（未払手数料）	442,325	442,325	—
(8) 未払法人税等	244,643	244,643	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金（未払手数料）、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(5) 投資有価証券、(6) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
非上場株式	549,100
長期差入保証金	138,216

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (平成 25 年 9 月 30 日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,988,126	618,311	1,369,814
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	1,499,853	1,499,789	63
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	602,801	510,226	92,575
	小計	4,090,780	2,628,327	1,462,453
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	299,922	299,942	△20
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	518,841	608,109	△89,268
	小計	818,763	908,052	△89,288
	合計	4,909,543	3,536,379	1,373,164

(注) 非上場株式 (中間貸借対照表計上額 549,100 千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (平成 25 年 9 月 30 日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	32,175 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円
時の経過による調整額	276 千円
当中間会計期間末残高	32,452 千円

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。



(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 25 年 9 月 30 日）

1 株当たり純資産額 15,285 円 82 銭

1 株当たり中間純利益金額 560 円 60 銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額（千円） 12,610,808

純資産の部から控除する合計額（千円） —

普通株式に係る中間期末の純資産額（千円） 12,610,808

1 株当たり純資産額の算定上に用いられた 825,000

中間期末の普通株式の数（株）

1 株当たり中間純利益算定上の基礎

中間純利益金額（千円） 462,497

うち普通株主に帰属しない金額（千円） —

普通株式に係る中間純利益金額（千円） 462,497

普通株式の期中平均株式数（株） 825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

# 約 款

追加型証券投資信託

チャイナ・ロード

約 款

岡三アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

中国株マザーファンドおよび中国 A 株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 中国株マザーファンドおよび中国 A 株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 原則として、外貨建資産（マザーファンドに属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### ① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、この投資信託の信託財産に帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。

#### ② 分配対象収益についての分配方針

基準価額が当初元本（当初 1 口 1 円）を超えている場合は、当初元本を超える額の全額を分配します。ただし、分配可能額が少額の場合は分配を行わないことがあります。基準価額が当初元本を下回っている場合は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。

#### ③ 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、この信託の運用の基本方針と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託 チャイナ・ロード 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

### (信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### **(受益権の帰属と受益証券の不発行)**

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### **(受益権の設定にかかる受託者の通知)**

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### **(受益権の申込単位および価額)**

第12条 委託者の指定する販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社の定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が香港の取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定す

る金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。)の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行いません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料(無手数料を含みます。以下この項において同じ。)および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

#### **(受益権の譲渡にかかる記載または記録)**

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### **(受益権の譲渡の対抗要件)**

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### **(投資の対象とする資産の種類)**

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)



- イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第18条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるものに限ります。)
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中国株マザーファンドおよび中国A株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。 )の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。 )

なお、第1号に規定する短期社債等とは、イ. 社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ. 商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、ホ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ヘ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ト. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

- 1. 預 金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。 )
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

#### (運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。 )、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第 19 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約の指図)**

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### **(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第 21 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### **(保管業務の委任)**

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### **(有価証券の保管)**

第 23 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第 24 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計

算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### **(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)**

第 26 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

#### **(再投資の指図)**

第 27 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### **(資金の借入れ)**

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### **(損益の帰属)**

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### **(受託者による資金の立替え)**

第 30 条 信託終了日までにその金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### **(信託の計算期間)**

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年、1 月 29 日から 7 月 28 日まで 7 月 29 日から翌年 1 月 28 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### **(信託財産に関する報告)**

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### **(信託事務の諸費用および監査に要する費用)**

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

#### **(信託報酬の額および支弁の方法)**

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 180 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### **(収益の分配方式)**

第 35 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### **(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)**

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 37 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 37 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解

約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### **(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)**

第 37 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 38 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各号(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額(各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、)に応じて計算されるものとし、

### **(収益分配金および償還金の時効)**

第 38 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### (信託契約の一部解約)

第 39 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する販売会社の定める一部解約の単位（別に定める契約にかかる受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行を請求する日が、香港の取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

- ② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 40 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### (信託契約の解約)

第 41 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 5 億口を下回った場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公

告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)**

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### **(信託約款の変更)**

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### **(反対者の買取請求権)**

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### **(信託期間の延長)**

第48条 <削除>

#### **(公告)**

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<http://www.okasan-am.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### **(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### **(付則)**

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年1月29日

委 託 者 東京都中央区八重洲二丁目8番1号  
岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社



# 中国株マザーファンド

## 運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の取引所上場の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 中国の取引所上場の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- ② 中華経済圏の発展で恩恵を受けると思われる中国・香港籍の企業の株式を中心に投資します。銘柄については、主として中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的に株価の上昇が期待できる企業を中心に選定いたします。
- ③ 香港レッドチップ、香港H株、その他香港株式、上海および深センB株を投資対象とします。また、今後上海A株、深センA株にも投資を行うことがあります。なお、流動性を考慮しA株の値動きに連動する債券を組入れることがあります。中国籍企業が中国・香港以外の株式市場に株式等（DR、カントリーファンドを含みます。）を上場している場合、投資を行うことがあります。
- ④ 原則として株式を高位に組入れる方針ですが、市況環境等によっては組入比率が高位にならない場合があります。
- ⑤ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 投資信託証券の投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

# 中国A株マザーファンド

## 運用の基本方針

投資信託約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主に中国国内の金融商品取引所（上海証券取引所および深セン証券取引所）に上場する中国A株を投資対象とし、投資信託財産の成長を目指します。
- ② 投資にあたっては、中国A株市場上場株式の中から、利益成長やバリュエーションから見て、中長期的に株価の上昇が見込まれる銘柄を選定し、ポートフォリオを構築します。
- ③ 原則として、中国A株の組入比率は高位とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、現金もしくは中国A株以外の証券に投資することがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。